

せんり社労士メールマガジン

Vol.25-3月号



こんにちは。
せんり社会保険労務士事務所です。

(※正しく表示されない場合は、ブラウザで表示でご覧下さい。)

+++++

—今週の内容—

- ① 「ストレスチェック」～全企業で義務化へ
- ② 「労災認定」とは。
- ③ 戸籍に氏名フリガナが記載されます！
- ④ 編集後記

.....

①
「ストレスチェック」
～全企業で義務化へ



日本政府は14日、労働安全衛生法の改正案を閣議決定しました。

その中で、**ストレスチェックの義務化**も含まれており、今国会で改正法が成立すれば、公布から3年以内に施行される予定となります。

改正のポイントは「**実施対象を従業員50人未満の小規模な企業**」まで義務対象が広がったことです。

★精神疾患による労災は右肩上がり

近年、長時間労働やパワハラ、セクハラなど様々な原因により「うつ病」などを患う働き手が急増しています。これらの精神障害による労災支給決定は、10年前の約2倍になっており、これを背景に今回の改正法案ではストレスチェックの対象を50人未満の事業所まで広げられました。

＊プライバシー保護の観点から、10人未満の職場では、全員の同意がない限りは結果分析は不要。

★ストレスチェックとは??

現在も、年1回のストレスチェックは、2015年から従業員50人以上の事業所を対象に義務づけられています。

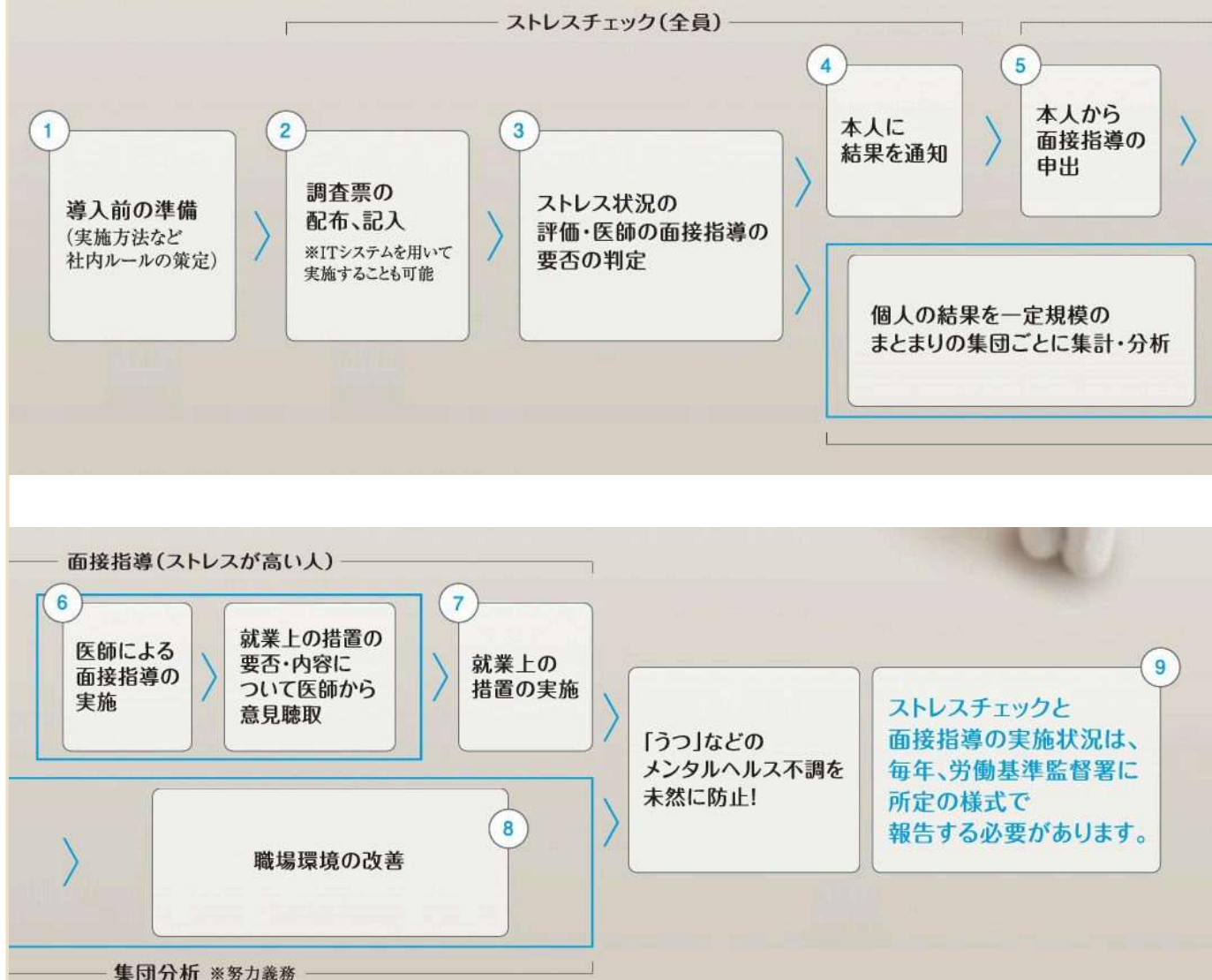
「ストレスチェック」とは、ストレスに関する**質問票（選択回答）**に労働者が記入し、それを集計・分析することで、自分のストレスがどのような状態にあるのかを調べる簡単な検査です。

企業は質問票を作成し、「時間内に仕事が処理しきれるか」「上司や同僚と気軽に話せるか」などといった、業務量、周囲のサポート、心身の自覚症状などに関する質問に答えてもらい、**心理的な負担の度合いを測ります**。

結果は医師や保健師が従業員に直接通知し、本人の同意なく会社に知らせることは**ない**。高ストレス状態と判定された場合は、産業医との面談を勧められます。

★ストレスチェックの実施手順

ストレスチェック制度の実施手順



★ストレスチェックの実施体制



以上が簡単な実施方法と流れになります。

詳しい内容は厚生労働省のパンフレットに記載があります。⇒ [こちら](#)

これらの作業は導入までやや手間がかかります。

大企業は産業医が常駐しますが、50人未満の企業は誰が実施者となるのか？

また労働基準監督署への報告義務も課されるのか？

まだ詳細は発表されていませんが、閣議決定されましたので3年以内に施行されます。

今から準備が必要かもしれません。

ご不明な点がありましたら、当事務所までお問い合わせください。

■参考URL

ストレスチェック制度について（東京労働局）⇒ [こちら](#)

働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」 ⇒ [こちら](#)

②
「労災認定」とは。



労災認定（労働災害認定）とは？

労災認定とは、労働者が**業務中または通勤中**に負ったケガや病気が「労働災害」として認められ、**労災保険（労働者災害補償保険）**から**給付を受けるための手続き**です。

★労災認定の手続き

1. 申請準備

- ・ 会社に「労災申請」をしたいことを伝える（会社が協力しなくても申請可能）。
- ・ 医療機関で診断書をもらう（業務災害か通勤災害かを確認）。
- ・ 申請に必要な書類を準備。

2. 申請書類を提出

○提出先：労働基準監督署（事業所の所在地を管轄する労基署）

○提出書類：

- ・ 療養補償給付たる療養の給付請求書（様式第5号） → 治療費の給付
- ・ 休業補償給付支給請求書（様式第8号） → 休業補償を受ける場合
- ・ 労災事故報告書（会社が作成）
- ・ 診断書や証拠資料（目撃者の証言、業務状況の証拠など）

3. 労基署の調査・審査

労基署が業務関連性を調査（勤務状況、事故の経緯など）。

必要に応じて会社や医療機関への聞き取り調査。

4. 労災認定の決定

通常、数か月以内に労基署が認定可否を判断。

認定されれば、保険給付が開始。

★ 労災認定のメリット

- ✓ 医療費が全額補償（健康保険を使わず自己負担ゼロ）
- ✓ 休業補償（給与の80%相当を補償）
- ✓ 障害が残った場合の補償（障害補償給付）
- ✓ 遺族補償（死亡した場合、遺族に給付金が支給）
- ✓ 解雇制限（労災で休業中は解雇できない）

★労災認定のデメリット

- ▲ 会社とのトラブルの可能性（会社が認めたがらないケースあり）
- ▲ 手続きが面倒（調査や審査に時間がかかる）
- ▲ 認定が難しいケースも（特に過労や精神疾患の労災）
- ▲ 労災が原因で人間関係が悪化する場合も

★ ポイント

労災申請は労働者の権利なので、会社が「申請させない」と言っても従業員個人で申請が可能です。

会社が労災を隠す「労災隠し」は違法です。

過労死や精神疾患（うつ病など）の労災認定は厳格な基準があります。

近年、精神障害に関する労災認定件数は増加傾向にあります。

厚生労働省の最近の調査によると、仕事上の強いストレスが原因でうつ病などの精神障害になり、労災と認められた人は、2023年度に883人と過去最多となっています。

ただ、労災が認められるまでは時間がかかる上、手続きが煩雑であることから労災申請を行うまでに至らない人も多いため、実態はもう少し多いと考えられます。

.....

②

戸籍に氏名フリガナが記載されます！

戸籍に記載する予定のフリガナの通知が届きます

戸籍に記載される振仮名の通知書

誤っている場合は
必ず届出をしてください

届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、この通知に記載された振仮名がそのまま戸籍に記載されます。

本籍 〇〇県〇〇市〇〇12345番

【氏の振仮名】

氏	法 務
振仮名	ホウム
氏の振仮名の届出が可能な方	法務 太郎 様のみ

【名の振仮名】

①	名	太 郎
	振仮名	タロウ
②	名	京 子
	振仮名	キョウコ
③	名	正
	振仮名	タダシ
④	名	ゆり
	振仮名	ユリ
名の振仮名の届出が可能な方		①～④の方が個別に届出可能です。 (未成年者については、親権者からの届出も可能です。)

正しい場合は、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されるから安心だよ！



今まで、氏名のフリガナは戸籍に記載されておらず、法律上の根拠がありませんでした。一方で、行政のデジタル化促進や本人確認情報としての利用など、また各種規制の潜脱行為の防止の効果が期待されるとして、情報としての重要性が高まってきました。そこで、改正戸籍法が2025年5月26日に施行（予定）され、戸籍の記載事項に氏名に加えて、新たにフリガナが追加されることになっています。

◆改正法施行後の流れ

令和7年5月26日に、**戸籍に氏名のフリガナを記載する制度**が始まります。

なお、この制度開始後に出生や帰化等により、初めて戸籍に記載される者については、下記の手続によらず、出生届や帰化届等の届出時に併せてそのフリガナを届け出ることとなります。

① 本籍地の市区町村長からの通知を確認

本籍地の市区町村長が、住民票の情報等を参考に、本籍地の市区町村長から戸籍に記載される予定の氏名のフリガナを通知します。

この通知は、改正法の施行日（令和7年5月26日）から遅滞なく送付することとされていますので、届き次第、各自で確認が必要となります。

もし認識と違うフリガナが記載されていた場合は、②の届出を行います。

届出をしない場合、令和8年5月26日以降に、この通知に記載されたフリガナがそのまま戸籍に記載されます。

⇒通知と異なる場合のみ届出を行います。

② 氏名のフリガナの届出

改正法の施行日（令和7年5月26日）後1年以内に限り、氏名のフリガナの届出をすることができます。この届出が受理されれば、届け出た氏名のフリガナが戸籍に記載されることとなります。

＊①で通知されたフリガナが誤っている場合は必ずこの届出が必要です。

＊①で通知されたフリガナが正しい場合は、通知の通り記載されることとなります。

③ フリガナが違う場合で、②の届を怠った場合

②の届出がなかった場合で戸籍のフリガナを変更する場合、**一度に限り、家庭裁判所の許可を得ずに変更をすることができます。**

＊逆に、②の届出を行った後に氏名のフリガナを変更する場合は家庭裁判所の許可が必要となります。）

★具体的な届出の方法

●届出をすることができる者について

氏名のフリガナの届出については、氏のフリガナの届出と名のフリガナの届出を行う必要があり、それぞれ届出をすることができる者が異なります。

---氏のフリガナの届出の届出人について

原則として戸籍の筆頭者が単独で届け出ることになります。

筆頭者が除籍されている場合は、その配偶者、その配偶者も除籍されている場合は、その子が届出人となります。

---名のフリガナの届出の届出人について

既に戸籍に記載されている者がそれぞれ届出人となります。

●届出方法について

氏名のフリガナの届出は、マイナポータルを利用してオンラインで行うことができます（その他、市区町村窓口での届出や郵送による届出も可能です。）

●戸籍に記載する氏名のフリガナについて

戸籍に記載する氏名のフリガナについては、「氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているもの」に限られることとされていますが、既に戸籍に記載されている者が一般の読み方以外の読み方を現に使用している場合には、一般の読み方以外の読み方を示す文字を届け出すことができます。

ただし、当該読み方が通用していることを証する書面を提出しなければなりません。

この一般の読み方以外の氏の読み方又は名の読み方が通用していることを証する書面としては、旅券（パスポート）や預貯金通帳等が想定されます。

この改正で、企業としてすぐに対応すべき事項はありませんが、氏名のフリガナを証明する必要がある場合、戸籍を取り寄せるとすぐにわかるため、便利になるでしょう。

◆参考リンク

法務省「戸籍に振り仮名が記載されます」

<https://www.moj.go.jp/MINJI/furigana/index.html>

戸籍にフリガナが
記載されます

(戸籍の写しイメージ)

全部事項証明	
本 籍 地	〇〇市〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番地
氏 名	法務 太郎
氏の振り仮名	ホウム
戸籍に記録されている者	【名】 太郎
	【名の振り仮名】 タロウ

フリガナを記載します



フリガナの届出は
書面、マイナポータル
どちらからでも



1年以内に届出がなければ
市区町村長が
フリガナを記載します

③ 編集後記

暑くなったり寒くなったり、体調管理が難しい季節です。

特に今年は花粉が例年より多く飛んだり、黄砂やPM2.5の飛来の影響も大きいと言われています。特に中国から飛来する黄砂には発生地域の工場地帯からでる有害物質が含まれているといわれています。外出するときにはマスクや眼鏡をつけて、帰宅後は手洗いうがいに対策をとりながら快適に乗り切りたいです。

電話 072-728-8880

せんり社会保険労務士事務所 (→)

このメールは Wix で作成されました。 サイトを見る